



資 料

資料

1 東通村地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき、協働により地域福祉の総合的な推進を図る東通村地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、東通村地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画に係る調査等に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 福祉施設関係者
- (3) 福祉関係機関
- (4) 住民代表
- (5) その他村長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。

2 委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。但し、最初に招集される委員会は、村長が招集する。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、いきいき健康福祉課に置き、その庶務を行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

2 東通村地域福祉計画策定委員会委員名簿

No.	分野	所属名	職名	氏名	任期
1	保健医療	一部事務組合下北医療センター 東通村診療所	所長	川原田恒	自 H30.5.25 至 H32.3.31
2	福祉施設	障害者支援施設 しもきた療育園	施設長	内田雅之	自 H30.5.25 至 H32.3.31
3		養護老人ホーム 釜臥荘	施設長	長谷川俊行	自 H30.5.25 至 H32.3.31
4		公益社団法人地域医療振興協会 東通地域医療センター	事務部長	田中悟	自 H30.5.25 至 H32.3.31
5		介護老人保健施設 のはなしょうぶ	副施設長	氣仙裕	自 H30.5.25 至 H32.3.31
6		居宅介護支援事業所 東通村保健福祉センター	居宅介護主任	渡邊景子	自 H30.5.25 至 H32.3.31
7		東通村民生委員児童委員協議会	会長	杉本輝喜	自 H30.5.25 至 H32.3.31
8	福祉関係機関	社会福祉法人 東通村社会福祉協議会	社会福祉士	藤田碩基	自 H30.5.25 至 H32.3.31
9		東通村いちいの会	会長	北川松男	自 H30.5.25 至 H32.3.31
10		東通村地区総代連合会	代表	成田俊一	自 H30.5.25 至 H32.3.31
11	住民代表	尻労部落会	部落事務員	五十嵐みさ子	自 H30.5.25 至 H32.3.31
12		むつ公共職業安定所	所長	鈴木彰	自 H30.5.25 至 H32.3.31

東通村地域福祉計画

発行・編集 令和3年3月

東通村 いきいき健康推進課

〒039-4222

青森県下北郡東通村大字砂子又字里 17-2

東通村保健福祉センター内

TEL 0175-28-5800

FAX 0175-48-2510